

令和7年度 野々市市営つばきの郷住宅 【公営住宅】入居者募集要項



◎この募集要項をよくお読みいただき、申し込んでください。

＜募集住戸＞

つばきの郷住宅1階 101号（1LDK） 1戸

＜申込期間＞

令和8年1月8日（木）から1月23日（金）まで

土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

定員に達しない場合は、令和8年1月26日（月）より随時募集（先着順）

＜選考方法＞

提出された申込書等による仮の書類審査を行います。

応募多数の場合は、公開抽選により決定します。

抽選日：令和8年2月10日（火）予定

＜入居開始日＞

入居開始日は、原則、必要な手続きが終了した翌月1日以降となります。

＜申し込み先（お問い合わせ先）＞

野々市市役所 建築住宅課

電話 （076）227-6087

〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地 市役所1階

＜市営住宅に関するホームページ＞

<https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/30/1009.html>



1 はじめに

つばきの郷住宅は、1階から3階までが【公営住宅】、4階から5階が【地域優良賃貸住宅】となります。

【公営住宅】

公営住宅法に基づく住宅困窮者（低所得者）向けの住宅

【地域優良賃貸住宅】

特定優良賃貸住宅の供給促進に関する法律に基づく、中堅所得の子育て世帯など向けの住宅。この住宅は、一定の額以下の収入の場合で要件が整えば、申請により家賃が減額になります。

2 申込みにおける注意事項

所定の申込書および必要書類に記入し、次のことに注意して野々市市役所建築住宅課へ持参してください。

- 原則、郵送不可ですが、事情がある場合はご連絡ください。
- (1) 申込みは、1世帯につき1件のみ申込むことができます。
 - (2) 申込用紙の「現住所」、「氏名」欄は、確実に郵便が届くよう記入してください。また、「TEL（電話番号）」欄も必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。
 - (3) 必要書類が揃っていない場合は受付できません。
 - (4) 申込書提出後の入居しようとする者の増減は、出生・死亡によるもののみとします。
 - (5) 内見は実施していません。
 - (6) 次のような場合は無効・失格となります。
 - (i) 申込（入居）資格のうち、ひとつでも欠けるとき。
 - (ii) 申込書に不正の記入があったとき。
 - (iii) 申込書の内容と、入居決定の際に本審査のために提出していただく書類と内容が一致しないとき。
 - (7) 本要項に関する年齢の基準は、申込期間の最終日で判断します。

3 募集住戸の概要

住宅の別	供給場所	戸数	間取り	風呂	トイレ	居室の面積	単身入居
公営住宅	1階 (101号)	1戸	1LDK	ユニットバス	洋式	45.4m ²	可

※構造・規模は、鉄筋コンクリート造5階建て、施設にはエレベーターが設置されています。

※「オール電化」仕様

※校区（御園小学校、布水中学校）

※公共交通機関

野々市駅から徒歩10分

コミュニティバスのつティ（西部ルート）市営住宅前から徒歩3分

4 家賃額

年度	間取り・居室面積区分	所得月額					
		一般の世帯				裁量世帯	
		104,000円 以下	104,001円 ～ 123,000円	123,001円 ～ 139,000円	139,001円 ～ 158,000円	158,001円 ～ 186,000円	186,001円 ～ 214,000円
R7年度	1LDK (45.4m ²)	18,600円	21,500円	24,600円	27,700円	31,700円	36,600円

※家賃額は住宅の広さ、築年数等により年度毎に設定され、世帯の所得に応じて決定します。

※上表の家賃額は令和8年3月までのものです。令和8年4月以降は、令和8年度の家賃額が適用されます。

5 申込み（入居）資格

次の（1）から（7）のすべて、または（8）か（9）に該当する方のみ、申込むことができます。

(1)	現に同居し、または同居しようとする親族（6親等以内血族、配偶者、3親等以内姻族）があること。 <ul style="list-style-type: none">・近く結婚する婚約者（入籍日の2ヶ月前から入居資格が生じます）や、事実上婚姻関係（関係を証する書類が必要）と同様の方も含まれます。・家族を故意または不自然に分割（または合併）する世帯の申し込みはできません。・原則、兄弟姉妹のみの入居申し込みはできませんが、事情のある場合にはご相談ください。
(2)	申込者本人及び同居しようとする親族の収入の合計が条例で定められた基準額以内であること。5ページ「6 入居収入基準」参照)
(3)	現在、住宅に困っていることが明らかであること。 持ち家のある方や現在公営住宅にお住いの方、自己の責任（迷惑行為や家賃滞納）により立ち退きを求められている方は申し込みできません。
(4)	申込者本人または同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
(5)	申込者本人または同居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。
(6)	原則、県内に居住する親族を連帯保証人に選任できる方または、市長が認める家賃債務保証業者と家賃債務保証契約を締結した方 <ul style="list-style-type: none">・連帯保証人になれる方の条件は、身元および家賃の支払いを保証でき、公営住宅の入居者または入居予定者でない人に限ります。・家賃債務保証契約には保証料、更新費用が必要となります。・連帯保証人を確保できない、家賃債務保証契約を締結できない特別な事情がある場合はお問い合わせください。
(7)	家賃・敷金、駐車場使用料・保証金、共益費などを支払うことができる方
(8)	単身での入居の場合、（2）から（7）のすべてに該当することに加え、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none">・60歳以上の方・身体障害者手帳1級から4級を交付されている方・精神障害者保健福祉手帳1級から3級を交付されている方・療育手帳AまたはBを交付されている方・生活保護を受給している方・DV被害者で、配偶者の暴力等により婚姻関係が事実上破綻している方・犯罪被害者等で、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方・大臣認定被爆者、海外からの引揚者で帰国後5年未満の方、ハンセン病療養所入所者、戦傷病者等
(9)	ただし、身体上または精神的に著しい障がいがあるため常時介護が必要な方は、安全確保や財産保全等の観点から、入居に際して、必要な支援を受けられているかを確認させていただきます。 被災市街地復興特別措置法 21条に規定する住宅被災市町において、令和6年能登半島地震による災害により住宅を滅失等した場合、（3）（4）（6）（7）のいずれにも該当すること。

6 入居収入基準

世帯の状況		所得月額
一般の世帯		158,000円以下
裁量世帯	60歳以上の世帯 申込者が60歳以上で、同居者すべてが18歳未満または60歳以上である世帯	214,000円以下
	障害者手帳を交付されている者がいる世帯 身体障害1～4級、精神障害1～2級、知的障害A・B（軽度を除く）	
	小学校就学前の子どもがいる世帯	
	戦傷病者、大臣認定被爆者、海外からの引揚者で帰国後5年未満の方、ハンセン病療養所入所者等	

所得月額とは、世帯における1年間の世帯の所得金額から、該当する控除額をすべて差し引いた残りの額を12（か月）で割った金額です。

所得月額の計算式

$$\text{所得月額} = \left\{ \begin{array}{l} \xleftarrow{\text{1人ずつ計算し合算}} \text{世帯の所得金額} \\ \xleftarrow{\text{全員の所得を合算後計算}} - \left(\begin{array}{l} \text{控除額合計金額} \end{array} \right) \end{array} \right\} \div 12 \text{か月}$$

控除額 下記の表を参照（1人につき）

控除名	控除対象者	控除額
同居親族等控除	・申込者本人を除く同居者 ・同居していない扶養親族（遠隔地扶養親族）（所得48万円以下）	1人につき 38万円
所得調整控除	給与所得又は年金収入に係る雑所得を有する者 (※その者の所得等が10万円未満の場合はその金額)	1人につき 10万円
老人同一生計配偶者 老人扶養親族	70歳以上の同一生計配偶者（所得48万円以下）又は70歳以上の扶養親族（所得48万円以下）	10万円
特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族（所得48万円以下）（配偶者は対象外）	25万円
ひとり親	婚姻（事実婚を含む）をしていない者（配偶者の生死不明を含む）であり、所得500万円以下で、所得が48万円以下の子と生計を一にする者	35万円
寡婦	上記のひとり親に該当せず、所得500万円以下の申込者または同居者で、(1)・(2)のいずれかに該当する者 (1) 夫と死別した後婚姻をしていない女性または夫の生死があきらかでない女性 (2) 夫と離婚後婚姻をしていない、扶養親族（所得48万円以下）がある女性	27万円
特別障害者	身体1～2級、精神1級、療育Aの手帳を交付されている者	40万円
障害者	身体3～6級、精神2～3級、療育Bの手帳を交付されている者	27万円

※仕送り・失業給付金・労災保険の各種給付金・生活保護の扶助料・遺族年金・障害年金等、非課税とされている所得や退職金、一時所得は含めません。

7 優遇措置

特に居住の安定を図る必要がある者として次の表の項目に該当される方は、抽選にあたり、当選確率が高くなる措置を講じます。適用を受けたい方は、証明書類を申込みの際に提出してください。提出がない場合は、優遇措置を講じません。

	内容
高齢者世帯	65歳以上の者がいる世帯
障害者世帯	障害者手帳を交付されている者がいる世帯 身体障害1～4級、精神障害1～3級、知的障害A・B
生活保護世帯	入居申込者、同居しようとする親族全員が生活保護受給者 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(同法改正法附則第4条第1項に係るものも含む)を受けている世帯も含む。)
ひとり親世帯	配偶者がいない者で20歳未満の子のみと同居する世帯
多子世帯	18歳未満の子3人以上と同居する世帯
DV被害者世带	配偶者の暴力等により婚姻関係が事実上破綻している者
犯罪被害者世帯	犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳が交付されている者がいる世帯 特別項症から第6項症まで、及び第1款症

8 申込みに必要な書類（各種証明書は、発行後3ヶ月以内のもの）

書類	書類の内容・留意事項	入手先
入居申込書、同意書	様式①-1、様式①-2	建築住宅課
本人確認書類	写真付身分証明書（免許証など）の写し（申込者のみ）	
申込年の1月1日時点で野々市市に住民票がある方は提出不要		
住民票	入居予定者全員分で、続柄、本籍が記載されているもの 未届けの夫婦の方は、未届け夫（妻）と記載されたもの 外国人の方は、国籍の省略のないもの	市町 市民課
税の未納がない証明書 (又は納税証明書) ※2ヶ年度分、市税	申込者および同居者全員分（高校生以下の人を除く） ※野々市市にお住いの場合は「未納の税額がない旨の証明」 課税されていない方で、税の未納がない証明書（又は納税証明書）の発行ができない方は、下記が必要です。 最新の1つ前の所得・課税証明書（非課税証明書）	市町 税務課
所得証明書	最新の所得証明 申込者および同居者全員分（高校生以下の人を除く） 所得がない場合においても「所得0円」の所得証明書が必要です	

※「5 申込み（入居）資格」のうち（9）に該当する方は、税の未納がない証明書の提出は不要です。

次ページに続く

書類	書類の内容・留意事項	入手先
申込者の状況によって提出していただく書類		
所得証明書に記載の内容から、現在に至るまでに所得の状況が変わった方	就職・求職・転職した方 勤務3か月以上…給与支払証明書（様式②） 勤務3か月未満…採用関係証明書（様式③） 休職していたあるいは休職中…休職証明（様式④）	雇用主
	事業開始した方 事業開始を証する書面のコピー、営業実績証明書（様式⑤）	
	事業を廃止した方 事業廃止を証する書面のコピー	
	年金受給開始または受給金額に変更があった方 年金証書のコピーまたは年金支払い通知書のコピー	年金事務所等
	退職をした方 退職証明書（様式⑥） 離職票または雇用保険受給者票	雇用主 公共職業安定所等
配偶者のいない方 未届けの夫婦の方	戸籍謄本	市町 市民課
パートナーシップ宣誓書受領書の交付を受けた方	パートナーシップ宣誓書受領書の写し、戸籍謄本	
婚約者と申込む方	婚約証明書（様式⑦） ※婚約者と申込む場合は、入居後に「戸籍謄本」、「婚姻届受理証明書」等、婚姻の事実がわかる書類を提出していただきます。	市町 市民課
障害者の方	手帳（身体、精神、療育）のコピー	
遠隔地扶養親族	遠隔地の健康保険証写し（表・裏） (注)：健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号を隠してコピーしてください 学生証の写しなど	
離婚調停中の方	事件係属証明書・誓約書（様式⑧） ※離婚予定の方は原則、入居日までに関係が整理されていることが条件になります。	裁判所
離婚協議中の方	協議離婚申立書（様式⑨）・誓約書（様式⑩） ※離婚予定の方は原則、入居日までに関係が整理されていることが条件になります。	
生活保護を受けていける方	生活保護受給者証明書など	市町 生活保護担当課
DV被害者の方	県女性相談支援センターの証明書又は裁判所の保護命令決定書	県女性相談支援センターまたは裁判所
犯罪被害者等の方	犯罪被害者等であることの申立書（様式⑪）	
持家を手放す予定の方	不動産媒介契約書、競売決定通知書など	不動産業者等
単身の方	入居者資格認定のための申立書（様式⑫）	
令和6年能登半島地震による災害により住宅を滅失等した方	罹災証明書、被災家屋等の解体・撤去完了通知書など	被災市町の担当課

※異動のあった場合は異動後で最新のものが必要です。また、申込後に連絡先や世帯の変更があった場合は、すみやかにご連絡ください。

※必要に応じ、前記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※入居申込書にマイナンバーを記載することで、手続きの際に必要な所得証明書等の書類を省略できる場合があります。

9 入居に関する事項

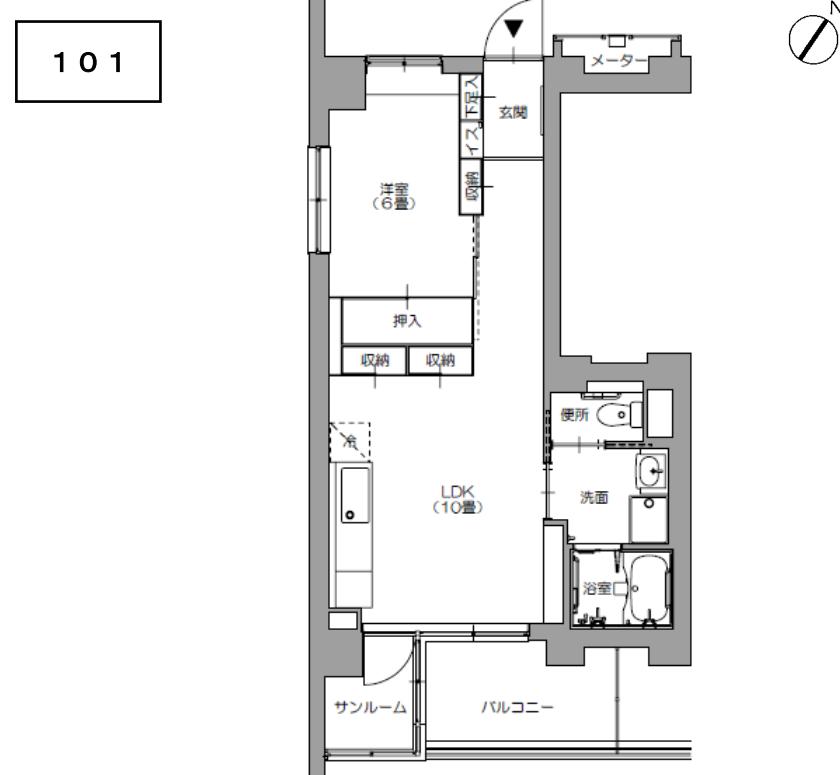
- (1) 入居の手続き（請書提出、敷金納入）は、入居許可のあった日から10日以内に行っていただきます。
- (2) 原則、県内に居住する親族である連帯保証人の選任または、市長が認める家賃債務保証業者と家賃債務保証契約を締結する必要があります。
連帯保証人を選任できない、家賃債務保証契約を締結できない特別な事情がある場合はご相談ください。
- (3) 連帯保証人が支払いの責任を負う上限（極度額）は入居時家賃の12か月分になります。
- (4) 敷金は、家賃の3ヶ月分を納入していただきます。
- (5) 駐車場は、1台まで駐車可能です。使用料は1台当たり月額1,600円です（入居者の状況により、減免制度あり）。2台目以降は近隣の駐車場を借りてください（市では民間駐車場の斡旋は行っていません）。
- (6) 駐車場の保証料は、駐車場使用料の3ヶ月分を納入していただきます。
- (7) 家賃のほかに、水道料（共同水栓）、電気料（共同灯、エレベーター、受水槽）、下水道施設等の共同部分の維持管理費等の共益費が必要となります。共益費は月額1,500円です。
- (8) 町内会費は、別途400円が必要となります。
- (9) 照明器具、IHクッキングヒーター、空調設備等は個人負担となります。オール電化のため、ガス機器は使用できません。
- (10) 住宅では、犬・猫等の動物を飼うことはできません。ただし、身体障害者が盲導犬・介助犬の利用を希望するときは、その飼育を認めることとしていますので、申し出てください。
- (11) 住宅を退去されるときは、退去者の費用負担で原状回復（私物の撤去、破損箇所の修繕等）をしていただきます。
- (12) 市営つばきの郷住宅は共同住宅です。共同生活を送るうえで必要なことは、この住宅で運営されている【市営つばきの郷住宅管理組合】で皆さんの話し合いにより決めることになりますので、必ず協力してください。
- (13) この住宅は、引き続き3年以上入居し一定の額以上の収入に達した場合には、住宅を明け渡すよう努力する義務と割増家賃を支払うことになっていきます。

10 案内図



野々市駅から徒歩 10 分
コミュニティバスのつティ（西部ルート）市営住宅前から徒歩 3 分

11 間取り図、部屋割り図



北側（北陸新幹線高架橋）から南側（保育園・児童館側）をみた配置

階段	508	507	506	505	504	503	E V ・ 階 段	502	501	5F
	408	407	406	405	404	403		402	401	4F
	308	307	306	305	304	303		302	301	3F
	208	207	206	205	204	203		202	201	2F
	108	107	106	105	104	103		102	101	1F